

[事案 28-32] 死亡給付金支払請求

・平成 28 年 11 月 4 日 裁定終了

募集代理店を通じ叔母（契約者・被保険者・年金受取人）が契約した年金保険について、叔母が亡くなったことを理由として、死亡給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 2 月に叔母が契約した年金保険について、以下の理由により、自分一人に対し、死亡給付金を支払ってほしい。

- (1) 叔母と募集代理店の担当者から、叔母の死亡時に、自分が単独で保険金を受け取れると言われている。
- (2) 募集代理店の承諾を得ずに行われた終身死亡保障移行特約（以下、「本件特約」という。）の解約は無効である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人叔母が本件特約を解約したことで年金受取が開始され、年金受取期間中に死亡したことから、継続年金受取人である申立人叔母の法定相続人に対し、年金または死亡一時金が支払われる。
- (2) 本件契約は、申立人叔母と当社との間で成立しており、内容の変更について、募集代理店の承諾を得る必要はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人叔母と募集代理店担当者の説明内容を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、死亡給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。